

食品衛生法違反にかかるお詫び

今般、当JA管内で栽培された「ごぼう」を倉敷保健所が当組合出荷場より収去し検査したところ、令和元年5月29日に出荷した1検体から下記のとおり食品衛生法の基準値を超える残留農薬が検出されたことが判明いたしました。このため、該当生産物の回収を行うとともに、他の生産者の栽培履歴についても再検証し農薬が適切に使用されていることを確認いたしました。消費者の皆様に対しましてはご迷惑・ご心配をお掛けして深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが発生しないよう、万全を期す所存でございますので、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 品 目 | 倉敷市内産「ごぼう」 |
| 2. 検査結果 | 1 検体より、メタミドホス 0.05 p p m 検出（基準値：0.02 p p m）
※この基準値は平成 31 年 4 月 18 日から適応されており、それ以前の基準値は 0.05 p p m でした。 |
| 3. 健康への被害 | 今回の検出量は、体重 50 k g の人が毎日約 600 g（約 4 本分）ずつ一生涯食べ続けても健康に影響をすることはないと推定される量です。 |

以上